調達管理番号·案件名

24a00586_インド国ウッタラカンド州統合的園芸農業開発推進プロジェクト【有償勘定技術支援】

質問と回答は以下のとおりです。

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	7	「2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容」の No.1	円借本体事業で整備する施設のスペックのイメージ	円借款事業で整備し、本プロジェクトで適正管理支援の対象となる施設(面積:150平米程度)は主に集荷や等級分けのテーブル(1m×3m規模のものを数台)、計量機具(100kg)、パッキング機械(1台~数台)や保管施設(常温・冷蔵)です。
2	9	「2. 本業務に係る実施方針及び留意事項」の「(1)本業務の概要」	施設整備が本技プロのFPOへの介入に間に合わない場合の対応(円借款事業が行きとどまっても技プロの活動は先	基本的には、本プロジェクトのFPOへの介入前に円借款による関連施設整備は完了する想定ですが、仮に円借款による施設整備が遅れる場合は、一部、既に別スキームで施設整備が完了しているFPOを対象にする等、柔軟に対応することを想定しています。
3	9	「2. 本業務に係る実施方針及び留意事項」の「(1)本業務の概要」	受益者のFPOはアフリカで実施されているようなスタンダードなSHEPのツール・活動(普及員ハンドブックに紹介されている内容)を必要としているのか、もしくは発展版をこのプロジェクトで作るのか?	プロジェクト開始後に実施するベースライン調査の結果を 踏まえ、現地の状況・レベルに即したツール・活動計画を検 討いただければと考えます。
4	9	「2. 本業務に係る実施方針及び留意事項」の「(2)プロジェクトの実施体制」	「実施方針、留意事項」の(2)の実施体制は円借本体事業 のコンサルタントとの関係に主に言及しているが州園芸局 は本技プロの実施チームの主体とはならないのか?	州園芸食品加工局(DHFP)をカウンターパート機関として 本プロジェクトの実施主体となります。

5	10	「2. 本業務に係る実施方針及び留意事項」の「(3)対象県プロジェクト活動の進め方」	普及員は円借本体事業の傭人ではなく政府の職員か?	普及員には、円借款事業で傭上される有期形態の普及員と、政府の職員で構成されるDistrict Horticulture OfficersやHorticulture Mobile Team(HMT)の2つが挙げられます。
6	10	「2.本業務に係る実施方針及び留意事項」の「(3)対象県プロジェクト活動の進め方」	州園芸局の州レベル・県レベルの人員配置(円借本体事業の傭人も含める)	配布資料「詳細計画策定調査報告書」に記載される「2-3 関連する組織の概要」のうち、特に、P18のDHFP 組織図 をご確認ください。
7	11	「2. 本業務に係る実施方針及び留意事項」の「(5)他州におけるSHEPアプローチの経験のウッタラカンド州への適用」	オンライン研修は年2回の実施かそれとも4年間で2回か?	4年間で2回の実施です。現時点では2年目及び4年目に 実施することを想定しています。